

# 預金保険制度について

預金保険法の改正によりペイオフが解禁になりましたが、当座預金・別段預金は平成17年4月以降も全額保護されています。

なお、普通預金については、利息がつかないもの〔普通預金（無利息型）〕は当座預金などと同様に全額保護され、利息がつく普通預金は、決済性預金以外の預金と合算して元本1,000万円までとその利息が保護されています。

## 預金保険制度のあらまし

商品分類		時 期	平成17年4月以降
預 金 保 険 制 度 の 対 象	決 済 性 預 金	普通預金(無利息型) 当座預金 別段預金	全額保護されています
	決 済 性 預 金 以 外 の 預 金	利息のつく普通預金 定期預金 定期積金 納税準備預金 通知預金 貯蓄預金 金融債(保護預り専用商品) 元本補填契約のある金銭信託	利息のつく普通預金と 決済性預金以外の預金を合算して元本1,000万円まで とその利息等が保護されます。  〔 1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産 の状況に応じて支払われますので一部カットあり 〕
預 金 対 象 外 制 度	外貨預金 譲渡性預金 金融債(保護預り専用商品以外) 元本補填契約のない金銭信託		預金保険制度の保護対象外で 破綻金融機関の財産状況に応じて支払われます。

別段預金とは、振込資金等の一時的な管理を行なうための預金です。

預金保険制度対象商品を用いた積立・財形商品も、預金保険制度の対象商品です。

ひとりのお客様が一金融機関に複数の口座をお持ちの場合は、それらの残高を合算して計算されます。

なお、預金保険制度についての詳細は[預金保険機構のホームページ](#)までどうぞ。